

## 観光拠点整備事業（高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業）国庫補助要項

平成31年4月1日  
文化庁長官決定  
令和2年4月17日  
令和3年4月1日  
令和6年7月11日  
令和7年4月1日  
令和8年4月13日  
改 正

### 1. 趣旨

この要項は、文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（平成31年4月1日文化庁長官決定）に基づき、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる観光拠点の核となる重要文化財建造物及び登録有形文化財建造物（以下「文化財建造物」という。）、重要文化財美術工芸品及び登録有形文化財美術工芸品等（ただし、一定の近代の文書類その他一般的な外国人観光客に対する魅力又は訴求力を有していると認めることが困難なものを除く。）（以下「美術工芸品」という。）、史跡名勝天然記念物（以下「史跡等」という。）、重要文化的景観並びに重要伝統的建造物群保存地区の高付加価値化改修・活用整備・美観向上・インバウンド利用を前提とする修理・整備等、創意工夫に基づいた特色ある取組に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

#### (1) 重要文化財建造物

補助事業者は、重要文化財の所有者、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第32条の2又は法第172条の規定により重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。ただし、4.(1)①（修理工事除く。）及び③については、文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く。）、加えて4.(1)①（修理工事を除く。）及び③のうち解説整備については、当該文化財の所在する地方公共団体も可とする。

#### (2) 登録有形文化財建造物

4.(1)②についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人等とする。

4.(1)①及び③のアからウのうちイの解説整備以外についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者のうち地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く。）又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人等とする。

4.(1)①及び③のイのうち解説整備についての補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項で規定する登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人、当該文化財の所在する地方公共団体若しくは文化庁長官が適当と認める団体（営利法人を除く。）等とする。

#### (3) 美術工芸品

##### ① 重要文化財美術工芸品

補助事業者は、重要文化財の所有者又は法第32条の2若しくは法第172条の規定により国宝・重要文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人とする。

##### ② 登録有形文化財美術工芸品等

補助事業者は、登録有形文化財の所有者又は法第60条第3項の規定により登録有形文化財の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人等とする。

(4) 史跡等

補助事業者は、史跡等の所有者又は法第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された地方公共団体その他の法人若しくは文化庁長官が適当と認める団体とする。

(5) 重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区

補助事業者は、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区が所在する市区町村（所有者等の行う事業に対し市区町村がその経費を補助する場合を含む。）とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、(1)から(5)のいずれかに(6)から(8)を満たす事業とし、(1)から(5)の明細は別紙1のとおりとする。

(1) ①イからキ、(1) ③イからウ、(2) ①イからカ、(2) ③イからウ及び(4) ①については、保存活用計画を策定している場合に限る。

(5) ①イからオ及び③イからウについては、対象となる選定地区内の重要な構成要素または建造物等の保存と活用に関する計画等を作成している場合に限る。

(1) 重要文化財建造物

① 高付加価値化改修事業

重要文化財建造物を営利目的かつインバウンド誘客目的で活用するために必要な以下の工事等

ア 重要文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定

イ 重要文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備

ウ イに伴い、一体的に整備される防災工事（活用のための安全性確保に追加的に必要となる性能の確保を図るものに限る。）

エ 重要文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設の整備

オ 重要文化財建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

カ 重要文化財建造物を活用するために前提となる修理工事のうち、解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理

キ 重要文化財建造物を活用するために前提となる管理工事のうち、警報設備・消火設備・避雷設備・防盜・防犯設備・避難設備の設置工事、鳥獣虫害防除・危険木診断及び危険木対策工事、耐震診断、先端技術活用調査

② 美観向上整備事業

重要文化財建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

③ 活用環境強化事業

ア 重要文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定

イ 重要文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備

ウ 重要文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設の整備

④ インバウンド利用を前提とする重要文化財建造物修理等事業

重要文化財建造物を営利目的かつインバウンド誘客目的で活用するために必要な以下の修理及び管理に関する工事等

ア 重要文化財建造物を活用するために前提となる修理工事のうち、解体修理、半解体修理、屋根葺替、塗装修理、部分修理、移築修理

イ 重要文化財建造物を活用するために前提となる管理工事のうち、警報設備・消火設備・避雷設備・防盜・防犯設備・避難設備の設置工事、鳥獣虫害防除・危険木診断及び危険木対策工事、耐震診断、先端技術活用調査

## (2) 登録有形文化財建造物

### ① 高付加価値化改修事業

登録有形文化財建造物を営利目的かつインバウンド誘客目的で活用するために必要な以下の工事等

ア 登録有形文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備

ウ イに伴い、一体的に整備される防災工事（活用のための安全性確保に追加的に必要となる性能の確保を図るものに限る。）

エ 登録有形文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する附属施設の整備

オ 登録有形文化財建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

カ 登録有形文化財建造物を活用するために必要な修理工事

### ② 美観向上整備事業

登録有形文化財建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

### ③ 活用環境強化事業

ア 登録有形文化財建造物を活用するために必要な保存活用計画の策定

イ 登録有形文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備（活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事を含む。）

ウ 登録有形文化財建造物を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する附属施設の整備

## (3) 美術工芸品

### ① 美観向上整備事業

美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事

### ② 鑑賞環境基本整備事業

ア 美術工芸品の公開活用に資する保存活用計画の策定

イ 3.(3)①の工事を実施した美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する展示設備の整備

ウ 3.(3)①の工事を実施した美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する案内設備・情報機器の整備

### ③ 情報発信事業

3.(3)①の工事を実施することにより生成される新たな文化財情報及び工事情報の発信で、3.(3)①を併せて実施するもの

## (4) 史跡等

### ① インバウンド利用を前提とする史跡等総合活用整備事業

史跡等をインバウンド誘客目的で活用するために必要な以下の工事等

ア 史跡等の保存及び公開活用のために必要な保存活用計画の策定

イ 史跡等の保存及び公開活用のために必要な、石垣、庭園、建造物等の重要な構成要素の復旧（保存修理）

ウ 史跡等の保存及び公開活用を目的とする必要かつ最小限度を超えないものに限る環境整備

エ 史跡等の保存及び公開活用を目的とする必要かつ最小限度を超えないものに限る復元的整備及び活用施設の整備

オ 史跡等とその重要な構成要素をなす建造物及び活用施設等への防災対策

カ 上記工事等の実施に必要な調査、計画策定、設計等の措置

(5) 重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区

① 高付加価値化改修事業

選定地区内の重要な構成要素または建造物等（以下、建造物等）を営利目的かつインバウンド誘客目的で活用するために必要な以下の工事等

ア 建造物等を活用するために必要な保存と活用に関する計画等の策定

イ 建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備

ウ イに伴い、一体的に整備される防災工事（活用のための安全性確保に追加的に必要となる性能の確保を図るものに限る。）

エ 建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設の整備

オ 建造物等の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

② 美観向上整備事業

建造物等の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事

③ 活用環境強化事業

ア 建造物等を活用するために必要な保存と活用に関する計画等の策定

イ 建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備（内装を含む。）等の環境整備（活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事を含む。）

ウ 建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設の整備

(6) 文化財は、次の①から③までに該当するものとして、観光振興事業費補助金交付要領別表で定める市区町村又は訪日外国人旅行者の来訪が増加することが見込まれ、受入環境整備の必要性が特に認められる市区町村に存するものとする。

①訪日外国人旅行者の来訪が多い市区町村

②世界遺産、日本遺産、国営公園、国立公園満喫プロジェクトを実施している国立公園又は重要伝統的建造物群保存地区等が所在する市区町村

③国際的なイベント等の開催を予定している市区町村

(7) 観光拠点整備計画において、外国人観光客の入り込み数の目標値及び計測方法を設定していること。ただし、有識者により外国人観光客の入り込み数の目標値及び計測方法の妥当性を検証し、適当でないものについては、目標値修正等のうえ条件付き採択を行うこととする。

3. (1) ①、(2) ①及び(5) ①の事業については、地域の観光の振興の推進を目的とする観光関係団体又は地方公共団体の観光振興担当部局等と共同して、観光拠点整備計画を作成していること。

(8) Wi-Fi、多言語、キャッシュレス対応や洋式トイレ等の受け入れ環境の整備が出来ている又は事業年度中に整備する計画があることとする。ただし、3. (1) ④及び(4) ①についてはこの限りではない。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙2のとおりとする。

(1) 重要文化財建造物、登録有形文化財建造物、重要文化的景観及び重要伝統的建造物群保存地区

① 高付加価値化改修事業

ア 公開活用のための保存活用計画策定経費

イ 建築工事経費、修理工事費（3. (5)を除く。）、設備工事費、環境整備費、解説整備費

- ウ 設計料及び監理料等
- エ 技術指導料
- オ 情報発信経費（工事公開用仮設経費を含む。）
- カ 間接事業費
- キ 事務経費
- ② 美観向上整備事業
  - ア 建築工事経費
  - イ 設計料及び監理料
  - ウ 技術指導料
  - エ 間接事業費
- ③ 活用環境強化事業
  - ア 公開活用に資する保存活用計画策定経費
  - イ 建築工事経費、設備工事費、環境整備費、解説整備費
  - ウ 設計料及び監理料等
  - エ 間接事業費
- ④ インバウンド利用を前提とする重要文化財建造物修理等事業
  - ①イ～オ及びキの補助対象経費に準ずる

## （２）美術工芸品

- ① 美観向上整備事業
  - ア 修理工事経費
  - イ 設計料及び監理料
  - ウ 技術指導料
- ② 鑑賞環境基本整備事業
  - ア 公開活用に資する保存活用計画策定経費
  - イ 設備工事費、環境整備費
  - ウ 解説整備費
  - エ 設計料及び監理料等
- ③ 情報発信事業
  - ア 情報発信経費

## （３）史跡等

- ① インバウンド利用を前提とする史跡等総合活用整備事業
  - ア 復旧、修理及び整備工事経費
  - イ 遺構等調査並びに測量及び図化経費
  - ウ 環境整備工事経費
  - エ 防災設備等工事経費
  - オ 計画策定経費・設計及び監理に要する経費
  - カ 工事等報告書印刷経費
  - キ 広報・資料作成及び配信等に要する経費
  - ク 体験学習会等に要する経費
  - ケ 事務経費

## ５．補助金の額

補助金の額は以下のとおりとする。

ただし、３．（１）①カ及びキ並びに④の補助金の額についてのみ「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」の５．に準拠することとする。また、当分の間、沖縄県内において行われる３．（４）①の事業に対する補助率は８０％とする。

### （１）補助金の額は、補助対象経費の５０％を限度とする。

ただし、持続的な実施によって観光客の増加及び満足度の向上に高く寄与すると認められる場合において、補助事業者の財政状況、事業の集中投下及び事業の遂行による収入額等を総合

的に勘案し、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。

ただし、補助対象経費の65%を上限とする。

特に必要と認められる調整の要件は、以下のとおりとする。

① 文化財保存活用大綱（令和7年度以前から実施している継続事業のみ対象）、文化財保存活用地域計画（法183条の3による認定を受けたもの）、歴史文化基本構想又は歴史的風致維持向上計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条第8項の規定による認定を受けたもの）を策定している地方公共団体の域内において実施される事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

② 補助事業者の財政規模が一定の割合である場合には、次に掲げる補助率の加算を行うことができる。

(ア) 地方公共団体の場合＝財政力指数が0.5以下：10%加算

※ 財政力指数＝地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

(イ) 民間団体の場合＝事業規模指数が0.1以上：10%加算

※ 事業規模指数＝補助対象となる総事業費／補助事業者の財政規模

※ 当該補助事業者の財政規模

1) 団体の場合＝当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額  
実績がない場合は当該年度の収入見込額

2) 個人の場合＝前年分の収入額（前年分の収入額が未確定の場合は前々年分の収入額）

③ 補助事業が国有文化財に係るものであって、当該補助事業者が管理団体である場合には、補助率に15%の加算を行うことができる。

④ 補助事業者に、観光庁の観光地域づくり法人の登録制度により登録された登録観光地域づくり法人（登録DMO）が参加している場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

⑤ 当該年度に、他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。

⑥ 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）の認定を受けた拠点計画又は地域計画に基づく事業又は当該事業と連携して実施することを計画している事業である場合には、補助率に5%の加算を行うことができる。なお、本項目を適用する場合は④を適用しない。

(2) 3. (1) ②、(2) ②、(3) 及び(5) ②の補助事業の補助金の上限額は、1,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握（推計でも可。）しており、且つ、以下の要件を満たしている場合には、上限額を変更することができる。

① 市区町村に宿泊した外国人観光客が1.6千人以上／年又は市区町村における外国人観光客入れ込み数が6.5千人以上／年の場合：2,000万円

② 市区町村に宿泊した外国人観光客が7千人以上／年又は市区町村における外国人観光客入れ込み数が1.8千人以上／年の場合：5,000万円

③ 施設における採択希望年度の前々年度から前3年間の外国人観光客入れ込み数の伸び率が150%以上の場合：上限額が1,000万円を2,000万円に、2,000万円を5,000万円にそれぞれあげる。

④ ②の要件を満たし、且つ、特に必要と認められる事業：有識者の意見を踏まえた額

(3) 3. (1) ①(カ及びキを除く。)、(2) ①及び(5) ①の補助事業の補助金の上限額は、2億円とする。

ただし、付帯施設の新築の経費に係る補助金の上限額は、整備する機能ごとに2,000万円とする。

(4) 3. (1) ③、(2) ③及び(5) ③の補助事業の補助金の上限額は、5,000万円とする。

ただし、付帯施設の新築の経費に係る補助金の上限額は、整備する機能ごとに2,000万円とする。

ただし、施設における外国人観光客入れ込み数を把握(推計でも可。)しており、特に必要と認められる事業の場合には、上限額を有識者の意見を踏まえた額に変更することができる。

(5) 3. (1) ①カ、キ及び④並びに(4) ①の補助事業の補助金の上限額は設けない。

## 6. その他

文化庁において、外国人観光客入れ込み数の現状値、目標値及び目標値に対する達成度(見込みを含む)を確認し、成果を検証する。また、目標未達の場合には、補助事業者は原因を分析し、目標を達成するための改善策を提出・実行するとともに、文化庁において、その際得られた知見をその後の事業選定の参考とする。

附 則(令和6年7月11日)

この要項は、令和6年7月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和8年4月13日)

この要項は、令和8年4月13日から施行し、令和8年度予算から適用する。なお、この要綱の施行前に改正前の要綱に基づき交付された補助金については、従前の例による。

(別紙1)

事業名称	区 分	内 容
高付加価値改修事業	文化財建造物等を活用するために必要な保存活用計画の策定	原則として保存管理に関する事項、環境に関する事項、防災に関する事項、活用に関する事項、及び保護に係る諸手続き等からなる「保存活用計画」及びこれに類する計画等の策定
	建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備(内装を含む。)等の環境整備	電気設備若しくは衛生設備、給排水設備、展示用設備、案内・解説設備又は付属施設に必要な設備及び管理に必要な設備の整備(内装を含む。)等
	環境整備に伴い、一体的に整備される防災工事	環境整備で整備される部位に耐震機能を一体的に付加する工事、活用に伴って消防法上義務設置となる防火設備の整備等
	活用のための安全性確保に必要な防災設備等の整備又は耐震対策工事	警報設備若しくは消火設備、避雷設備、防犯設備、避難設備又は耐震性能強化を図るための装置若しくは設備の設置工事等
	建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設の整備	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイダンス施設、管理施設又は外構(通路、柵、敷地内の舗装、植栽等)の整備等
	インバウンド利用を含む活用が想定される重要文化財建造物の修理、修復、修繕、補修等及びこれに伴う管理に関する工事等	原則として工事等の内容は「重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」の3.(1)ア及びイに準拠
美観向上整備事業 (建造物等)	建造物の軸部や小屋組等の構造に関わる部位に影響を及ぼすことなく、外観及び公開範囲の仕上げに関わる部位を健全で美しい状態に回復するための工事	塗装工事又は左官工事、屋根工事(葺材の部分的な葺替までとする)及びこれに伴う木工事又は金具工事、建具工事等
活用環境強化事業	文化財建造物等を活用するために必要な保存活用計画の策定	原則として保存管理に関する事項、環境に関する事項、防災に関する事項、活用に関する事項、及び保護に係る諸手続き等からなる「保存活用計画」及びこれに類する計画等の策定
	建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する設備(内装を含む。)等の環境整備	電気設備若しくは衛生設備、給排水設備、展示用設備、案内・解説設備又は付属施設に必要な設備及び管理に必要な設備の整備(内装を含む。)等
	建造物等を活用するために必要な便益、展示及びこれに伴う管理に供する付属施設の整備	来訪者便所若しくは休憩施設、ガイダンス施設、管理施設又は外構(通路、柵、敷地内の舗装、植栽等)の整備等

事業名称	区 分	内 容
重要文化財建造物修理等事業 インバウンド利用を前提とする	インバウンド利用を含む活用が想定される重要文化財建造物の修理、修復、修繕、補修等及びこれに伴う管理に関する工事等	原則として工事等の内容は「重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」の3.(1)ア及びイに準拠
(美術工芸品) 美観向上整備事業	美術工芸品の特色である素材の脆弱性により、活用に耐えられない文化財に対し、埃払い、カビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等を施すことで、安全で適切な活用ができる状態にするための工事	同左
鑑賞環境基本整備事業	美術工芸品の公開活用に資する保存活用計画の策定	原則として保存管理に関する事項、防災に関する事項、活用にに関する事項、及び保護に係る諸手続き等からなる「保存活用計画」の策定
	美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する展示設備の整備	展示ケース、照明設備、造作 等
	美術工芸品の鑑賞環境の改良・改善に資する案内設備・情報機器の整備	案内・解説設備及び情報機器の整備 等
情報発信事業	新たな文化財情報及び工事情報の発信	解説板、パンフレット・冊子、ホームページ、データベースの制作 等
インバウンド等総合活用整備事業	インバウンド利用を含む活用が想定される史跡等の復旧、環境等整備及び活用施設整備に関する工事等	原則として保存活用計画策定に係る内容は「史跡等保存活用計画等策定事業国庫補助要項」に、工事等の内容は「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費国庫補助要項」の3.(1)(⑤を除く。)に準拠

## (別紙2)

事業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
(1) (2) (5) ① 高付 加価 値化 改修 事業 及び (1) ④ イン パウ ンド 利用 を前 提と する 重要 文化 財建 造物 修理 等事 業	ア 公開活用のための 保存活用計画策定経費	計画策定 経費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 委員会等の外部委員
			共 済 費 報 償 費 旅 費 需 用 費	社会保険料 〇〇保険料 調査謝金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 会議費 光熱水料 〇〇費 通信運搬費 写真焼付料 手数料 〇〇費	
	イ 建築工事経費 修理工事費 (3.(1)及び(2)のみ) 設備工事費 環境整備費 解説整備費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	郵便料、運搬料等  計画策定の全部又は一部を 委託する経費 地上実測、航空写真実測等 図化費  会場借上料等
			共 済 費 旅 費 需 用 費	社会保険料 〇〇保険料 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 燃料費 修繕料	
			使用料及び賃借料	測 量 費 図 面 作 製 費 〇〇委託費 借料及び損料	

事業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
(1) (2) (5) ① 高付加価値化改修事業及び (1) ④ インバウンド利用を前提とする重要文化財建造物修理等事業	ウ 設計料及び監理料等	共通工事費 附帯工事費 工事人件事務費	役務費	○ ○ 費 保管料 火災保険料 通信運搬費 手数料 ○ ○ 費	運搬料	
			委託費	○ ○ 測量委託 ○ ○ 調査委託 ○ ○ 試験委託 ○ ○ 委託費	本工事の全部又は一部を委託する経費	
			使用料及び賃借料	借料及び損料	工事に直接必要な建物、土地の借上料、会場借料等 器具損料、自動車借上料	
			工事請負費	○ ○ 損料 請負費	本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費	
			原材料費	工事材料費 加工材料費 木材費 石材費 金属資材費 ○ ○ 費 雑資材費	わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合 解説整備費以外の機械器具等の購入費は、工事完了後、売払い等の処分をすること	
			備品購入費		本工事費に準ずる 本工事費に準ずる	
			給与報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○ ○ 手当		
			共済費	社会保険料 ○ ○ 保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る	
			旅費	費用弁償	会計年度任用職員を含む	
			委託費	設計料 監理料 翻訳・監修料		
			技術指導料	報償費 技術指導謝金 ○ ○ 謝金	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費等	
				旅費	普通旅費	原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費
			エ 技術指導料	技術指導料 報償費 技術指導謝金 普通旅費	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費等 技術的指導旅費	
				委託費	技術指導委託	技術指導の全部又は一部を委託する経費





事業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
(1) (2) (5) ③ 活用環境強化事業	イ 建築工事経費 設備工事費 環境整備費 解説整備費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	危険な作業を伴う等特別な場合に限る 委員会等の外部委員
			共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	
			報 償 費	調 査 謝 金 打合会出席謝金 原稿執筆謝金 〇〇謝金	
			旅 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費	会計年度任用職員を含む
			需 用 費	費 用 弁 償 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 光 熱 水 料 〇 〇 費	
			役 務 費	通 信 運 搬 費 写 真 焼 付 料 手 数 料 〇 〇 費	郵便料、運搬料等
			委 託 費		計画策定の全部又は一部を 委託する経費
			使用料及び賃借料	測 量 費 図 面 作 製 費 〇 〇 委 託 費 借 料 及 び 損 料	地上実測、航空写真実測等 図化費 会場借上料等
			給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当	
			共 済 費	社会保険料 〇〇保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
			旅 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費	連絡旅費等 指導監督旅費
			需 用 費	費 用 弁 償 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 光 熱 水 料 燃 料 費 修 繕 料 〇 〇 費	会計年度任用職員を含む 小印刷、写真焼付等 事務所光熱水料 機械器具の修繕料
			役 務 費	保 管 料 火 災 保 険 料 通 信 運 搬 費 手 数 料	運搬料

事業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
(1) (2) (5) ③ 活用 環境 強化 事業	ウ 設計料及び監理料等	共通工事費 附帯工事費 工事件事務費	委託費	〇 〇 費 〇〇測量委託 〇〇調査委託 〇〇試験委託 〇〇委託費	本工事の全部又は一部を委託する経費	
			使用料及び賃借料	借料及び損料		工事に直接必要な建物、土地の借上料、会場借料等
			工事請負費	〇 〇 損 料 請 負 費		器具損料、自動車借上料
			原材料費	工 事 材 料 費 加 工 材 料 費 木 材 費 石 材 費 金 属 資 材 費		本工事の全部又は一部を請負で施工する場合(契約によるもの) 本工事に必要な原材料の購入費
			備品購入費	〇 〇 費 雑 資 材 費		わら、竹、縄、薬品、塗料等の資材で少額の場合
			給 与 報 酬 職員手当等	時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当		解説整備費以外の機械器具等の購入費は、工事完了後、売払い等の処分をすること
			共 済 費	社 会 保 険 料		本工事費に準ずる
			旅 費	〇 〇 保 険 料 費 用 弁 償		本工事費に準ずる
			委 託 費	設 計 料 監 理 料 翻 訳 ・ 監 修 料		危険な作業を伴う等特別な場合に限る
			エ 間接事業費	間接補助事業費		負担金、補助金及び交付金
		技術指導料	報 償 費	技 術 指 導 謝 金 〇〇謝金	文化庁の承認基準を満たす者による技術的指導に係る経費等	
			旅 費	普 通 旅 費	原稿執筆・翻訳謝金等 技術的指導旅費	
	ア 修理工事経費	修理経費	給 与 報 酬 職員手当等	時 間 外 手 当 期 末 手 当	(ア)～(ウ)の事業を補助事業として実施する場合	

事業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
(2) ① 美観向上整備事業	イ 設計料及び監理料	委託費	共 済 費	通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当 社 会 保 険 料 〇 〇 保 険 料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
	ウ 技術指導料		技 術 指 導 料	普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償 修 理 用 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 会 議 費 燃 料 費 〇 〇 費 保 管 料 通 信 運 搬 費 写 真 焼 付 料 手 数 料 〇 〇 費 〇 〇 調 査 費 借 料 及 び 損 料 〇 〇 損 料 請 負 費 諸 資 材 費	
			委 託 費 使 用 料 及 び 賃 借 料	〇 〇 調 査 費 借 料 及 び 損 料 〇 〇 損 料 請 負 費 諸 資 材 費	工 事 に 必 要 な 建 物 、 工 具 等 の 借 上 料
			工 事 請 負 費 原 材 料 費	請 負 費 諸 資 材 費	工 事 の 一 部 又 は 全 部 を 請 負 で 施 行 す る 場 合
			委 託 費	設 計 料 監 理 料	
			役 務 費	手 数 料	
			報 償 費	技 術 指 導 謝 金 〇 〇 謝 金	
			旅 費	普 通 旅 費	技 術 的 指 導 旅 費
			委 託 費	技 術 指 導 委 託	技 術 指 導 の 全 部 又 は 一 部 を 委 託 す る 経 費
			役 務 費	手 数 料	
(2) ② 鑑賞環境基本整備事業	ア 保存活用計画策定経費	計画策定経費	給 与 報 酬 職 員 手 当 等	時 間 外 手 当 期 末 手 当 通 勤 手 当 退 職 手 当 〇 〇 手 当 社 会 保 険 料 〇 〇 保 険 料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
			共 済 費	調 査 謝 金 打 合 会 出 席 謝 金 原 稿 執 筆 謝 金 〇 〇 謝 金	
			報 償 費	普 通 旅 費 特 別 旅 費 費 用 弁 償	会 計 年 度 任 用 職 員 を 含 む
			旅 費		

事業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
(2) ② 鑑賞環境基本整備事業	イ 設備工事費、環境整備費	本工事費	需用費	印刷製本費 消耗品費 会議費 ○○費	計画策定の全部又は一部を委託する経費 会場借上料等
			役務費	通信運搬費 写真焼付料 手数料 ○○費	
委託費			○○委託費		
使用料及び賃借料			借料及び損料		
給与報酬 職員手当等			時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当		
共済費			社会保険料 ○○保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る	
旅費			普通旅費 特別旅費	会計年度任用職員を含む	
需用費			費用弁償 消耗品費	運搬料	
役務費			○○費 通信運搬費 手数料 ○○費		
ウ 解説整備事業経費			解説整備 事業経費	委託費	
	使用料及び借料	借料及び損料			
	工事請負費	○○損料 請負費			
	原材料費 備品購入費	○○費			
	給与報酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 ○○手当			
	共済費	社会保険料 ○○保険料		危険な作業を伴う等特別な場合に限る	
	旅費	普通旅費			



事業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
信 事 業					
(3) ①	ア 復旧、修理及び整備工事経費	本工事費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当 〇〇手当 社会保険料 〇〇保険料 普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水料 通信運搬費 手数料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る
	イ 遺構等調査並びに測量及び図化経費				
(3) ①	ウ 環境整備工事経費	共済費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 報償費 報償費 旅費 需用費 備品購入費 委託料	共済費 旅費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費 報償費 報償費 旅費 需用費 備品購入費 委託料	費用弁償 消耗品費 印刷製本費 燃料費 光熱水料 通信運搬費 手数料 計画策定費 設計監理費 〇〇試験委託 〇〇調査委託 〇〇測量委託 〇〇委託 借料及び損料 〇〇請負費 工事材料費 〇〇活用整備委員謝金 〇〇調査委員謝金 教材作成謝金 原稿執筆謝金 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	危険な作業を伴う等特別な場合に限る  会計年度任用職員を含む  工事報告書等印刷  保存活用計画・整備基本計画等策定 基本設計、実施設計、施工管理  事前遺構調査委託  工事の実施上必要な委託に係る経費  機械器具損料、自動車借上料 工事の一部又は全部を請負 で施工する場合の経費 整備事業専門技術指導 事前遺構調査委嘱の場合の謝金
	エ 防災設備等工事経費				
(3) ①	オ 計画策定経費・設計及び監理に要する経費	広報・資料作成及び配信等経費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当	
	カ 工事等報告書印刷経費				
(3) ①	キ 広報・資料作成及び配信等に要する経費	体験学習会等事業開催経費	給 与 報 酬 職員手当等	時間外手当 期末手当 通勤手当 退職手当	
	ク 体験学習会等に要する経費				

業	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明	
イン バウ ンド 利用 を前 提と する 史跡 等総 合活 用整 備事 業	ケ 事務経費	事務費	共済費	〇〇手当 社会保険料	危険な作業を伴う等特別な場合に限る	
			報償費	〇〇保険料 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝金		
			旅費 使用料及び賃借料	〇〇借上		
			役務費	通信運搬費 保険料 手数料		
			委託料	〇〇委託費		
			工事請負費	〇〇請負費		
			需用費	教材等作成費 消耗品費 印刷製本費		
			備品購入費			
			旅費	普通旅費 特別旅費		連絡旅費 指導監督旅費
			需用費	消耗品費 食糧費 印刷製本費 光熱水料		
役務費	通信運搬費 手数料					
使用料及び 賃借料	借料及び損料	会場借料				